

ソレイユ ウィンド オーケストラ 団則

2005年10月15日 制定
2006年 1月 9日 改正
2009年 8月23日 改正
2011年 5月 8日 改正
2015年 6月21日 改正

第1章 総 則

1. 1 名称

本楽団の正式名称は、「ソレイユ ウィンド オーケストラ」(Soleil Wind Orchestra)です。

1. 2 目的

本楽団は、吹奏楽演奏を通じて音楽の楽しさや喜びを追求することを目的とし、そのための演奏技術の向上に努めます。また、本団の活動が広く地域の音楽文化の普及向上に寄与することを目指します。

1. 3 活動

- (1) 吹奏楽演奏および練習
- (2) 演奏会の開催
- (3) 地域行事への参加
- (4) その他

1. 4 活動年度

毎年4月1日～3月31日とします。

第2章 団 員

2. 1 資格

- (1) 本団の目的に賛同すること。
- (2) その年度に高校生以上であること。または、同等の年齢であること。
- (3) 原則として年間を通じて本団の活動に参加できること。
- (4) 原則として楽器経験のあること。
- (5) 原則として楽器を所有していること。ただし打楽器・特殊楽器は除く。

2. 2 入団

- (1) 所定の入団申込書を提出し、団長の承認を得てください。
- (2) 入団金は、1,000円です。

2. 3 団籍

- (1) 団籍は、活動年度の1年間です。ただし、年度途中に入団した場合は、入団月初から年度末までです。
- (2) 団籍は、年度ごとに更新します。

2. 4 団費

- (1) 団費は、本団の活動に必要な経費を全団員で平等に負担する目的で集めます。
- (2) 原則として年度単位で納入します。
- (3) 金額は次の通りです。
 - ・ 一般 : 年額 36,000円(月額3,000円)
 - ・ 年度初に高校生の場合 : 年額 24,000円(月額2,000円)
- (4) 休団期間中の団費の扱いは、「休団」の章を参照してください。
- (5) 運営委員が必要と認めた場合、団費以外に特別活動費を集めることがあります。

2. 5 休団

- (1) 団員は、年間を通じて活動に参加することが原則ですが、やむを得ない事情がある場合は休団を認めます。
 - ・ 年度の途中で長期間活動に参加できなくなった場合は、その時点から年度末まで。
 - ・ 年度の途中から活動に参加する場合は、年度初からその時点まで。
- (2) 休団期間中は、団籍を保証します。
- (3) 休団期間中は、団費を減額し、一般・高校生とも月額500円とします。(通信費として)
- (4) 休団する場合は、所定の申込書を団長に提出し、承認を得てください。

2. 6 退団

- (1) 退団する場合は、所定の申込書を団長に提出し、承認を得てください。
- (2) 退団の前に、年度の団費を納入してください。ただし、退団から年度末までの団費は、月割で免除します。

第3章 運営委員

3.1 構成

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 若干名
- (3) 会計担当 1名
- (4) 運営担当 若干名

※ 運営委員は、団員である必要があります。

3.2 役割

- (1) 団長は、本団を代表し、団務を統括します。
- (2) 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、その役割を代行します。
- (3) 会計担当は、会計業務全般を担当します。
- (4) 運営担当は、上記以外で運営に必要な仕事のリーダーです。

3.3 団長の任命と解任

- (1) 団長は、団長選挙で決定します。
- (2) 団長は、いつでも、総会の決議をもって解任できます。
- (3) 団長選挙の必要が生じたとき、運営委員は選挙委員を指名します。
- (4) 選挙委員は、団長選挙における選挙権および被選挙権を持ちません。
- (5) 選挙委員は、団長選挙の2ヶ月以上前に、選挙手順および選挙実施日を公示します。
 - ・ 任期満了にともなう選挙の場合、選挙実施日は、任期満了の1ヶ月以上前である必要があります。
 - ・ 解任その他による選挙の場合、選挙実施日は、原則として解任その他の決定後3ヶ月以内である必要があります。
- (6) 選挙委員は、団長選挙の1ヶ月以上前に、団長候補者を団員に公示します。
- (7) 選挙委員は、公示に従って団員による選挙を実施し、団長を決定します。
 - ・ 選挙は、事前投票を含む団員の3分の2以上の投票で成立します。
 - ・ 総投票数の過半数以上の票を得た候補者を、次期団長とします。

3.4 団長以外の運営委員の任命と解任

- (1) 団長以外の運営委員は、団長が指名し、総会の承認を得ます。
- (2) 団長以外の運営委員は、いつでも、総会の決議をもって解任できます。

3.5 任期

- (1) 団長の任期は3年度で、再任できます。ただし、連続した3期に渡ってその任につくことはできません。(連続の場合は2期まで)
- (2) 団長以外の運営委員の任期は1年度で、何度でも再任できます。
- (3) 任期途中での解任があった場合、当該者および後任者の任期は、総会で適切な期間を決定します。

3.6 プロジェクト

運営委員は、演奏会開催や他団体主催行事への参加などにあたり、必要に応じてプロジェクトを組織し、その企画・運営を委任することができます。

第4章 指揮者

4.1 構成

- 常任指揮者 1名
- 客演指揮者 若干名
- 団内指揮者 若干名

4.2 役割

- (1) 楽団の指揮者です。
- (2) 常任指揮者は、音楽面全般の責任を持ち、楽団の長期的な音楽指導を行います。
- (3) 客演指揮者は、招聘する演奏会での音楽指導を行います。
- (4) 団内指揮者は、常任指揮者、客演指揮者を補佐し、楽団の音楽指導を行います。

4.3 任命と解任、任期(常任指揮者)

- (1) 人選は運営委員と団内指揮者が行います。
- (2) 楽団と常任指揮者の関係は、次の条件を明記した契約関係とし、常任指揮者との契約交渉は、団長が行います。
 - ・ 任期
 - ・ 職務
 - ・ その他、音楽面にかかわる条件
- (3) 任期は原則3年ですが、契約時に楽団・常任指揮者双方の話し合いで決定します。また、何度でも再任できます。
- (4) 常任指揮者の契約については、楽団、常任指揮者、どちらかの意思によって解約できます。

4.4 任命と解任、任期(客演指揮者)

- (1) 人選は運営委員と団内指揮者が行います。
- (2) 楽団と客演指揮者の関係は、次の条件を明記した契約関係とし、客演指揮者との契約交渉は、団長が行います。
 - ・ 任期
 - ・ 職務
 - ・ その他、音楽面にかかわる条件
- (3) 客演指揮者の任期は招聘する演奏会ごととしますが、契約時に楽団・客演指揮者双方の話し合いで決定します。また、何度でも再任できます。
- (4) 客演指揮者の契約については、楽団、客演指揮者、どちらかの意思によって解約できます。

4.5 任命と解任、任期(団内指揮者)

- (1) 団内指揮者は、団長が指名し、総会の承認を得ます。
- (2) 団内指揮者は、いつでも、総会の決議をもって解任できます。
- (3) 団内指揮者は、団員であることが必要です。
- (4) 団内指揮者の任期は1年度で、何度でも再任できます。
- (5) 任期途中での解任があった場合、当該者および後任者の任期は、総会で適切な期間を決定します。

第5章 会議

本楽団の主な会議は、総会と運営委員会です。

5.1 総会

- (1) 総会は、本団の最高議決機関で、全団員で構成します。
- (2) 総会は、定期総会と臨時総会があり、団長が招集します。
 - ・ 定期総会は、原則として年度初と年度末に招集します。
 - ・ 臨時総会は、次のいずれかの場合に団長が招集します。
 - 団長が必要と認めたとき。
 - 運営委員が必要と認めたとき。
 - 団員の3分の1以上が要求したとき。
- (3) 総会は、出席者と委任状の総数が団員の3分の2以上を満たすとき、成立します。
- (4) 議長は、団長が指名し、総会の承認で決めます。
- (5) 議事は、総会出席者の過半数の同意で決定します。可否同数の場合は議長が決めます。
- (6) 総会で決定すべき内容は、次の通りです。
 - ・ 団則の改定
 - ・ 運営委員の選任、承認、解任
 - ・ 運営委員が提出する活動計画および予算の承認
 - ・ 運営委員が提出する活動報告および決算の承認
 - ・ 楽団の解散
 - ・ その他、重要な事項

5.2 運営委員会

- (1) 運営委員会は、日常の楽団運営のための諸事項を討議・決定する機関で、運営委員で構成します。必要に応じて、運営委員以外も参加できます。
- (2) 運営委員会は、団長が招集します。
- (3) 議事は、全員の合意を原則とします。合意に至らない場合は、議決を団長に委任します。
- (4) 運営委員会で討議・決定すべき内容は、次の通りです。
 - ・ 活動計画案
 - ・ 予算案
 - ・ 各行事に関する決定と遂行
 - ・ 会計監査
 - ・ 団員資格の審査
 - ・ その他、運営に必要な事項
- (5) 運営委員会の議事内容は、決定事項、決定の経過の概要を含んだ議事録を作成し、団員に公開します。

第6章 会計

6.1 予算

会計担当は、運営委員会により承認された予算案を年度初の総会に提出し、承認を受けます。

6.2 決算

会計担当は、運営委員会により監査された決算報告書を年度末の総会に提出し、承認を受けます。

第7章 補足

7.1 その他のルール

団則は基本ルールを定めたもので、日常の細かなルールは、運営委員会など適するレベルの会議で定めます。

7.2 団則の改定

団則の改定案は、総会の15日以前に団員に通知する必要があります。

7.3 団則の適用

本団則は、2005年11月1日から適用します。

2006年 1月 9日 一部改正【1.4 活動年度】

2009年 8月23日 一部改正

- 活動年度の開始月を変更【1.4 活動年度】
- 団長の任命(団長選挙)に関する条文の追加、およびそれに関連する条文の修正【第3章 運営委員】
- 指揮者の被任命要件を一部削除(「指揮者は団員でなくてもよい」の文言)【4.2 構成】
- トレーナーの役割を一部削除(「指揮者不在の場合は団内指揮者となります」の文言)【5.1 役割】
- トレーナーの被任命要件を一部削除(「トレーナーは団員であることが必要」の文言)【5.2 構成】
- 総会の成立条件を一部修正【6.1 総会(3)】

2011年 5月 8日 一部改正

- 副団長の人数を「1名」→「若干名」に変更【3.1 構成(2)】

2015年 6月21日 一部改正

- 【第4章 指揮者】を「常任指揮者」、「客演指揮者」、「団内指揮者」に細分化
- 【第5章 トレーナー】を削除